

お客様各位

2018 年 6 月

【欧州輸出】 欧州(EU) 24 時間ルールのご案内

平素より弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

欧州向け輸出 B/L につきまして、2011 年 1 月 1 日発効の欧州 24 時間ルール（貨物情報事前申告制度）が適用となります事ご既承の通りですが、現状に基づき改めまして以下ご案内申し上げます。

1. 概要

2011 年 1 月 1 日より、EU 加盟国、非加盟国であるノルウェー、スイス及びフランス領に入港、通過する全ての貨物に関し、本船が最初に寄港する EU 加盟国税関に Entry Summary Declaration(ENS)送信が必要となりました。

2. ENS 提出期限

欧州向けサービス本船の積み地入港 24 時間前まで

3. B/L INSTRUCTION 記載項目について

- 1) Shipper (名称、住所、郵便番号)
- 2) Consignee (名称、住所、郵便番号) ※1
- 3) Notify party (名称、住所、郵便番号) ※1
- 4) 品目名 ※2
- 5) 貨物個数、荷姿、及び貨物総重量(キログラム単位)
- 6) 荷印(ケースマーク)
- 7) HS CODE(4 桁若しくは 6 桁(6 桁を推奨))
- 8) 危険品における UN 番号
- 9) コンテナ番号及びシール番号

※1 必須では御座いませんが EORI 番号を記載願います。

※2 曖昧な表記は避け、6 桁の HS CODE に基づいた具体的な品名を記載願います。

以下リンク先にて EU 税関(DG TAXUD)発行の品名表記ガイドラインをご参照いただけます。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/customs/policy_issues/customs_security/acceptable_goods_description_guidelines_en.pdf

弊社が B/L 作成する際、お客様よりご提出頂いた情報を正として対処させていただきます。

欧州税関よりルールに則していない表現や情報不足に起因したペナルティー等が発生した場合、お客様のご負担になりますこと、予めご理解頂きますようよろしくお願い申し上げます。

以上